

議事（1）

川西町子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況報告について

事務局（健康福祉課）報告分

資料 2 補足資料

平成 31 年 1 月 31 日

川西町子ども・子育て会議

～放課後子ども総合プランについて～

厚生労働省
文部科学省

財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金
処分制限期間内に補助目的外に転用する場合・・・



原則として

補助金相当額の**国庫納付が必要**

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化

(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



○包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)

○国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要

余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(＝無償の財産処分に該当する場合)

①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・**国庫納付不要**
- ・報告書の提出により手続完了

②国庫補助事業完了後10年未経過

○耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分
または

○大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して
やむを得ずに行う財産処分

- ・**国庫納付不要**
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

○上記以外

- ・**国庫納付が必要**
- ・承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

「一時的な使用」について

「一時的な使用」とは何か

- ・補助の目的(学校教育としての用途)を妨げない範囲での目的外使用
- ・**学校教育のためにその部屋を使用していることが前提**

「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。



すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**